



佐賀労働局発表
令和4年6月17日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課長 貞木 竜成
安全専門官 小宮 隆寛
電話 0952 (32) 7176 (直通)

全国安全週間に当たり、
佐賀労働局長によるパトロールを実施します

佐賀労働局（局長 重河真弓）では、全国安全週間準備期間中の6月28日に、佐賀県と合同で、局長による建設工事現場の安全パトロールを下記のとおり行います。

個々の事業場においても、経営トップは安全についての所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロールを行うなど、この週間を契機として、経営トップ主導の下、労働災害の根絶に向けた取組みが望まれます。

《佐賀労働局長建設工事現場安全パトロール》

日時：令和4年6月28日（火）9時00分～11時30分

（大雨、台風等の場合は6月29日（水）に延期）

工事名：SAGAサンライズパーク アリーナ新築工事

場所：佐賀県佐賀市日の出2丁目1番10号

施工業者：戸田・松尾・中野・上滝建設共同企業体 ほか

実施者：佐賀労働局長、佐賀労働基準監督署副署長 ほか

（発注者：佐賀県SAGAサンライズパーク整備推進課とともにパトロールを実施します）



当日、取材同行を希望される報道機関の方は、準備の都合等がございますので、事前に佐賀労働局健康安全課（電話 0952-32-7176）あて連絡をお願いします。

集合は、工事現場付近の現場事務所（資料1）に午前9時までにお願いします。

《労働災害発生状況について》

令和3年の労働災害発生状況は、全産業では7.0%の増加、建設業では20.5%の減少となっています。（資料2、資料3）

死亡労働災害状況は令和3年に6件発生し、建設業では3人亡くなられています。

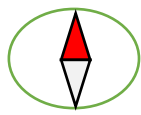
また、令和4年5月に2件の死亡労働災害が発生しています。（資料4）

《全国安全週間について》

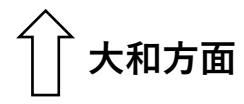
全国安全週間は、

『安全は 急がず焦らず怠らず』

を今年度のスローガンとして、7月1日から7日まで実施されます。（準備期間は6月1日から6月30日まで）（資料5）



案 内 図



大和方面

S A G A サンライ
ズパーク新築工事

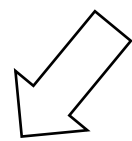
国道 3 4 号線

S A G A
アリーナ前

佐賀県赤十字
血液センター

ココ
現場事務所

機動隊前



拡大図

現場事務所

(集合場所 3 階)

(駐車場)

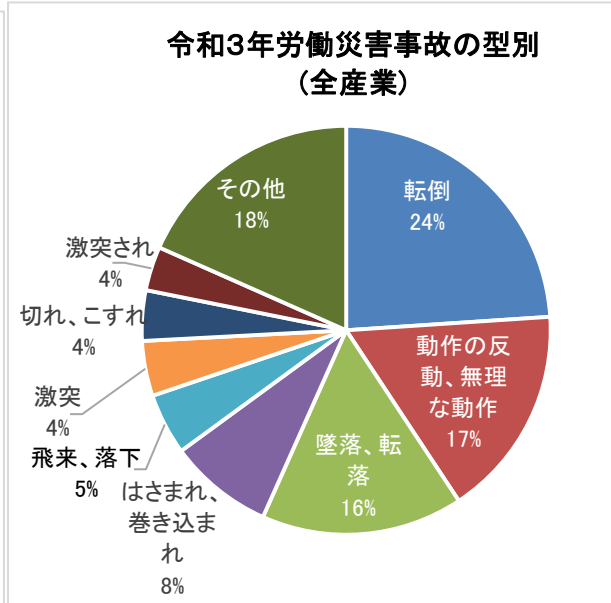
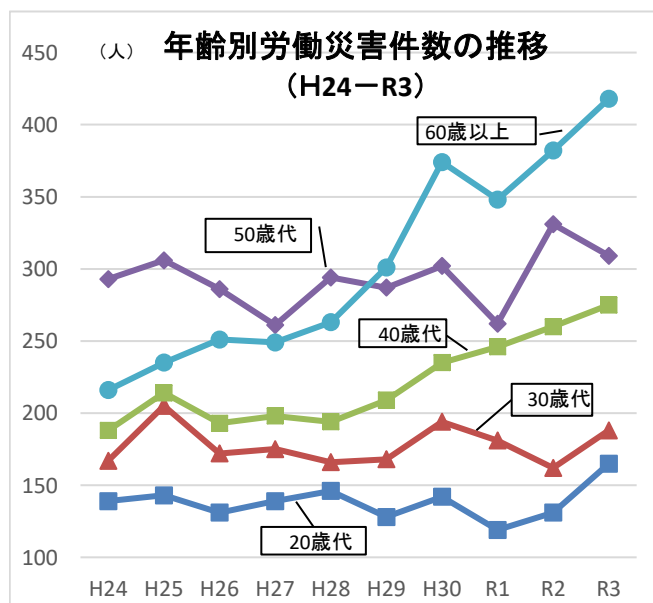
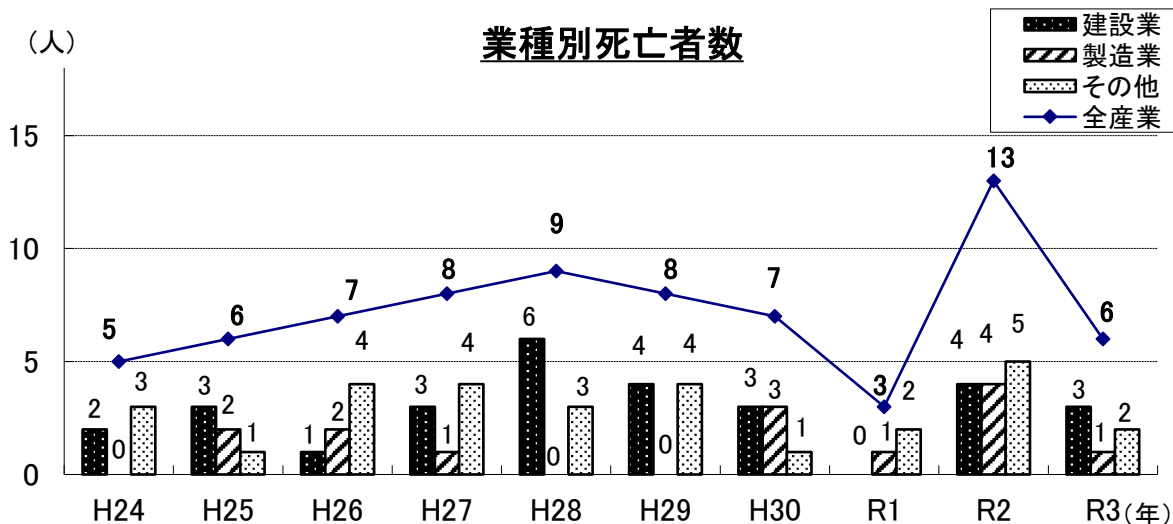
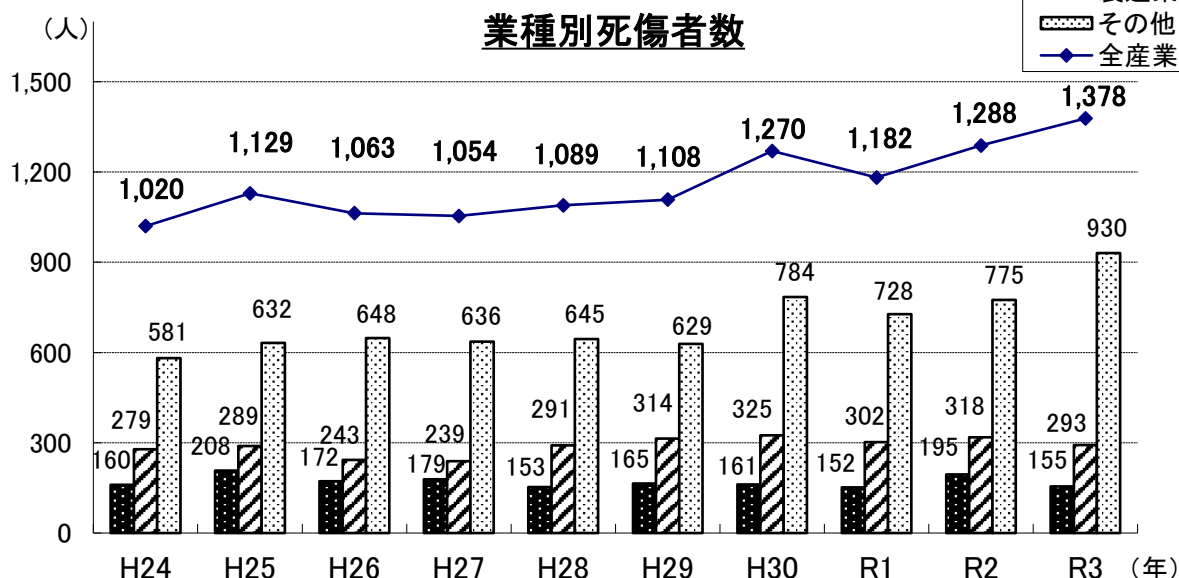
来客者用
駐車スペース

サンライズ
ストリート

国道
2 6 4 号線

令和3年の県内の休業4日以上之死傷者数は1,378人と前年（令和2年）に比べ90人増加（+7.0%）となっている。
また、死亡者数は6人と前年に比べ7人減少となっている。

佐賀県における労働災害の推移



資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）

令和3年 業種別署別労働災害発生状況

確定版

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計						
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率％	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率％	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率％	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率％	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率％	
01 食料品製造	72	1	89	-17	-19.1%		26		26			0%	20		22	-2	-9.1%		8		5	3	60.0%		126	1	142	-16	-11.3%		
02 繊維工業	1			1	-	-						-					-	-		1				-		1		1	-	-	
03 衣服その他の繊維						-						-			1	-1	-100.0%						-				1	-1	-100.0%		
04 木材・木製品	7		4	3	75.0%							-	1		2	-1	-50.0%	1	6	1	4	2	50.0%	1	14	1	10	4	40.0%		
05 家具・装備品	7		5	2	40.0%		1			1		-			1	-1	-100.0%		2		2		0%		10		8	2	25.0%		
06 パルプ等	6	1	14	-8	-57.1%							-						-			1	-1	-100.0%		6	1	15	-9	-60.0%		
07 印刷・製本	1		5	-4	-80.0%							-						-	1			1		-		2		5	-3	-60.0%	
08 化学工業	16		17	-1	-5.9%							-	1		3	-2	-66.7%						-		17		20	-3	-15.0%		
09 窯業土石	7		5	2	40.0%				1	-1	-100.0%		4		6	-2	-33.3%		5		4	1	25.0%		16		16		0%		
10 鉄鋼業	2		4	-2	-50.0%							-			3	-3	-100.0%						-		2		7	-5	-71.4%		
11 非鉄金属	1			1	-	-						-					-	-					-		1			1	-	-	
12 金属製品	23		16	7	43.8%		3		2	1	50.0%		5		5		0%		3		9	-6	-66.7%		34		32	2	6.3%		
13 一般機械器具	5		6	-1	-16.7%				1	-1	-100.0%		7		2	5	250.0%				3	-3	-100.0%		12		12		0%		
14 電気機械器具	7		3	4	133.3%		1			1		-	2		2		0%		3		4	-1	-25.0%		13		9	4	44.4%		
15 輸送機械製造	3		5	-2	-40.0%							-					-	-	14	1	10	4	40.0%		17	1	15	2	13.3%		
16 電気・ガス	1		1		0%							-					-	-					-		1		1		0%		
17 その他の製造	15		19	-4	-21.1%		3		2	1	50.0%		2		3	-1	-33.3%		1		1		0%		21		25	-4	-16.0%		
O1 製造業	174	2	193	-19	-9.8%		34		32	2	6.3%		42		50	-8	-16.0%	1	43	2	43		0%	1	293	4	318	-25	-7.9%		
O1 石炭鉱業						-						-					-	-					-						-	-	
O2 土石採取業						-	1		2	-1	-50.0%	1	3			3	-	-		1	4			-	1	4		2	2	100.0%	
O3 その他の鉱業						-						-					-	-					-						-	-	
O2 鉱業						-	1		2	-1	-50.0%	1	3			3	-	-		1	4			-	1	4		2	2	100.0%	
O1 土木工事	1	20	1	37	-17	-45.9%	8	1	9	-1	-11.1%		5	1	8	-3	-37.5%		5		5		0%	1	38	3	59	-21	-35.6%		
O2 建築工事	35	1	60	-25	-41.7%	1	7		14	-7	-50.0%		17		14	3	21.4%		4		6	-2	-33.3%	1	63	1	94	-31	-33.0%		
O3 その他の建設	1	26		22	4	18.2%	13		1	12	1200.0%		7		10	-3	-30.0%		8		9	-1	-11.1%	1	54		42	12	28.6%		
O3 建設業	2	81	2	119	-38	-31.9%	1	28	1	24	4	16.7%	29	1	32	-3	-9.4%		17		20	-3	-15.0%	3	155	4	195	-40	-20.5%		
O1 鉄道等						-						-					-	-					-						-	-	
O2 道路旅客	3		2	1	50.0%		3		2	1	50.0%		3		1	2	200.0%		1			1	-		10		5	5	100.0%		
O3 道路貨物運送	108		114	-6	-5.3%		7		13	-6	-46.2%		19	1	16	3	18.8%		15	1	15		0%		149	2	158	-9	-5.7%		
O4 その他の運輸交通	1			1	-	-						-					-	-					-		1			1	-	-	
O4 運輸交通業	112		116	-4	-3.4%		10		15	-5	-33.3%		22	1	17	5	29.4%		16	1	15	1	6.7%		160	2	163	-3	-1.8%		
O1 陸上貨物	61	1	27	34	125.9%							-					-	-					-		61	1	27	34	125.9%		
O2 港湾運送業						-						-					-	-	1		2	-1	-50.0%		1		2	-1	-50.0%		
O5 貨物取扱	61	1	27	34	125.9%							-					-	-	1		2	-1	-50.0%		62	1	29	33	113.8%		
O1 農業	2		2		0%		2		2		0%		2		4	-2	-50.0%				2	-2	-100.0%		6		10	-4	-40.0%		
O2 林業	7		8	-1	-12.5%		2			2		-	2		2		0%				2	-2	-100.0%		11		12	-1	-8.3%		
O6 農林業	9		10	-1	-10.0%		4		2	2	100.0%		4		6	-2	-33.3%				4	-4	-100.0%		17		22	-5	-22.7%		
O1 畜産業	9		13	-4	-30.8%		2		2		0%				2	-2	-100.0%		1		2	-1	-50.0%		12		19	-7	-36.8%		
O2 水産業	4		8	-4	-50.0%		1		3	-2	-66.7%						-	-					-		5		11	-6	-54.5%		
O7 畜産・水産業	13		21	-8	-38.1%		3		5	-2	-40.0%				2	-2	-100.0%		1		2	-1	-50.0%		17		30	-13	-43.3%		
O1 卸売業	29		25	4	16.0%		4		2	2																					

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和4年】

令和4年6月10日現在

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建設業	佐賀署	R4.5.6 13時45分頃	男 60歳代	激突され	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、被災者とは別の労働者が不整地運搬車を運転して隣接する農道を通り移動しようとしていた際、近くにいた被災者が運転を代ろうとし、同車の前方を通過しようとしたところ、同車が前進し被災者に激突し、農道に隣接する水路へ車両ごと転落した。
2	建設業	武雄署	R4.5.13 16時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	建築物、構築物	機械設備の撤去のため、高さ3.2mの架台上で架設通路を取り外す作業中、架台の小梁に足をかけたところ、小梁と架設通路を固定するボルトが外されていたため小梁が外れ、コンクリート床面に墜落した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和3年】

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建設業	唐津署	R3.2.20 8時00分頃	男 30歳代	墜落・転落	建築物、構築物	煙突解体工事において、支持用部材の切断作業のために高さ約40mの作業床を移動中、床面の開口部から墜落した。
2	製造業	伊万里署	R3.3.17 3時30分頃	男 60歳代	激突され	フォークリフト	木材の廃材を集積する作業を行うため廃材置場を通行していたところ、廃材を搬入しに来たフォークリフトにはねられた。
3	採石業	武雄署	R3.6.30 15時15分頃	男 50歳代	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	コンベヤーの復旧作業のため、操作室から当該コンベヤー設置箇所まで徒歩で移動し、復旧後徒歩で操作室に戻っている途中、トラクターショベルに轢かれた。
4	保健衛生業	唐津署	R3.8.6 17時00分頃	女 60歳代	その他	その他の起因物	新型コロナウイルスに感染していた児童から感染し、新型コロナウイルス感染症により死亡した。
5	建設業	佐賀署	R3.10.12 13時40分頃	男 70歳代	墜落・転落	移動式クレーン	培養土が入ったフレコンバックを横付けした2機の移動式クレーン間で移し替えていたところ、地上1.2mの荷台上で玉掛作業に従事していた被災者が地面に墜落した。
6	建設業	佐賀署	R3.10.29 16時10分頃	男 60歳代	おぼれ	水	草刈機で斜面の雑木等を刈る作業を行っていた被災者が勾配約50度、湖面からの高さ1.3mの地点から水中に墜落し、溺死した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人力的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は 急がず焦らず怠らず

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

（1）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

（2）継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- （ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- （イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- （ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- （エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- （ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- （イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- （ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- （エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- （ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- （イ）職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- （ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- （イ）SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全 衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - e 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - f 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ウ 交通労働災害防止対策

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

※詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25200.html)